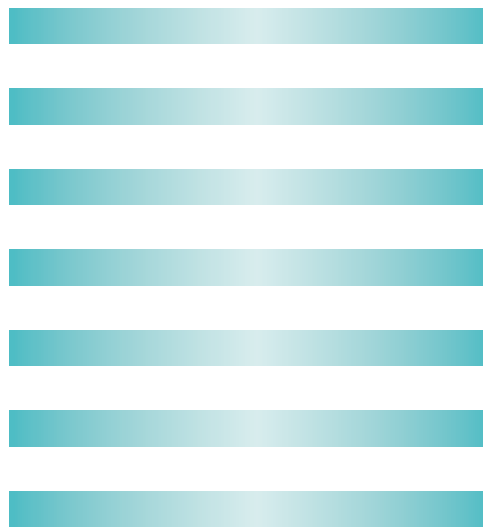




自然と調和したゆとりある都市づくり  
(都市整備)



# 1. 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）

## 計画の構成

### (1) 土地利用

- ① まちの健全な土地利用
- ② 住み良い暮らしを育む都市整備
- ③ キャンプ朝霞跡地の有効活用

### (2) 道路・橋梁

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活道路の整備
- ③ 橋梁の整備充実

### (3) 公園・緑地・河川

- ① 公園の整備
- ② 緑の保全と創出
- ③ 河川環境の保全・整備

### (4) 上水道・下水道

- ① 上水道の整備・充実
- ② 下水道(汚水)の整備・充実
- ③ 雨水対策の推進

### (5) 景観

- ① 景観まちづくりへの意識醸成
- ② 景観まちづくりの推進

### (6) 住環境・住宅

- ① 市街地の環境向上
- ② 良好な住環境の保全
- ③ 公営住宅などの充実

## 基本構想「施策の大綱」

本市には黒目川・新河岸川沿いの田園風景、貴重な湧水などの自然があり、都心への交通の利便性との相乗効果によってまちの魅力を高めています。また、基地跡地の貴重な空き地などのオープンスペースも残されています。

このような特性を失わないようにするだけでなく、さらに積極的にそれをまちづくりに活かしていくために、緑の風景や自然を大切にしながら、バランスの取れた都市整備を進めます。また、誰にとっても暮らしやすい住環境をつくるため、人にやさしいまちづくりを進めます。

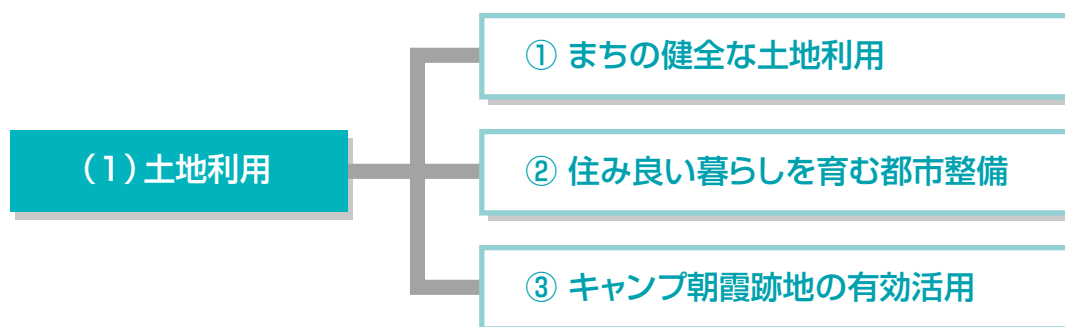
- 市内各地域の特性を踏まえた土地利用および市街地整備を進めるとともに、市街化調整区域\*や旧暫定逆線引き地区\*については地域住民の合意形成を図り、生活基盤の整備に留意しつつ自然と調和したまちづくりに努めます。
- 基地跡地は、緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点であり、市民の合意形成を積極的に進め、まちづくりの重要な核として市民にとって有効な活用を図ります。
- 幹線道路の機能向上を体系的・計画的に進めるとともに、生活道路や上下水道施設の整備や維持管理などにおける質の向上をめざし、人にやさしい都市基盤の確立に努めます。
- 市民とともにまちの緑化を進めるとともに、残された樹林地や緑地は、地権者等との合意を得ながら、市民との協働によりその保全・活用に努めます。
- 誰もが快適に利用できる都市公園\*の計画的な整備を進め、住民参加等による維持管理を促進するとともに、河川環境の維持・向上を図り、景観に配慮したまちづくりを通じて、潤いのある都市空間の形成を進めます。

## (1) 土地利用

### [現況と課題]

- 首都圏における人口急増の流れのなか、昭和30年代から40年代にかけて、本市では急激な宅地化が進みました。この結果、一部の地域で住宅の密集化や農地へのスプロール化\*などが発生しています。近年においても、都心への交通利便性の高さなどから集合住宅や物流倉庫等の建築が続き、自然の喪失や市民の生活環境への影響が懸念されています。
- 本市は、将来を見据えたより良いまちづくりを進めていくために、平成17年（2005年）3月に「都市計画マスタープラン」を策定しました。この計画は本市の都市計画・土地利用の指針となるものであり、基本方針として「多様な機能の充実による活力あるまちづくり」「いつまでも愛着が持て住み続けられるまちづくり」「身近な自然とともに暮らせるまちづくり」を掲げています。
- 今後は、基本構想や都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を踏まえて、開発と保全のバランスに留意しながら、きめ細かく、用途の見直しや高さの規制、緑地の保全など、さまざまな手法について、地域住民とともに検討していく必要があります。
- 市街化区域\*においては、産業施策と併せた駅前機能の向上、現状を踏まえた土地区画整理事業の見直し、住宅密集地の安全性の確保、都市計画における規制・誘導手法の活用による住環境の保全などが大きな課題です。
- 市街化調整区域\*では、黒目川沿いの緑の保全、旧暫定逆線引き地区\*における生活基盤の改善、内間木地区における無秩序な市街地進行の抑制、自然的な利用を含めた計画的な土地利用などが課題としてあげられます。
- キャンプ朝霞跡地の利用については、平成15年（2003年）6月に国の財政制度等審議会において、従来の方針を転換した「原則利用、計画的有効活用」の答申が出されました。これを受け本市では、長期的視点に立ちながら、跡地利用について検討していくことが求められています。

## [施策の体系]



## [基本計画]

### ① まちの健全な土地利用

#### ■ まちづくり計画の推進

市民・企業（事業者）・行政の協働により、「都市計画マスタープラン」などのまちづくり計画を推進し、人と暮らし・自然が活きるまち・あさかの実現に努めます。

計画の進捗状況、事業の効果などを適正に評価しながら、地域の特性に合ったまちづくりの手法などを市民とともに検討し推進します。

#### ■ 環境と調和した市街地の整備

市街化区域\*においては、朝霞駅・北朝霞駅周辺地区への商業集積を進めるなど、便利で機能的な都市環境づくりに努めます。

道路などの住宅地の基盤整備や、用途の見直し、高さ規制の検討などにより、住みやすい生活環境づくりに努めます。

#### ■ 市街地周辺地域の保全と整備

市街地周辺の市街化調整区域\*においては、無秩序な開発の防止、土地利用の整序を図りながら、良好な自然的環境を保全していきます。

旧暫定逆線引き地区\*の計画的な生活基盤の整備や、国道254号バイパス整備にともなう内間木地区における土地利用の検討などにより、適正な開発と保全が行われるよう努めます。

## ② 住み良い暮らしを育む都市整備

### ■ 魅力ある都市拠点の整備

駅周辺は、買い物や通勤・通学など市民の日常生活の中心であるため、より一層便利で魅力ある都市拠点の創造に努めることとし、当面は、朝霞駅南口・北口地区を中心として整備を進めます。

### ■ 良好な生活空間の整備

地域の実状に即したまちづくりのため、条例などの制度整備を進めるとともに、一部の土地区画整理事業の見直しを検討します。

住宅密集地域の改善や、地震や火災に強い安心・安全な市街地の形成などに努め、快適で安全な生活空間づくりを進めます。

## ③ キャンプ朝霞跡地の有効活用

### ■ 市民参加による跡地の有効活用

長期的視点に立った本市のまちづくりのシンボルとしての跡地利用を進めるため、市民との協働による利用方法の検討を行い、基地跡地の有効活用に努めます。

#### 【都市計画用途地域等指定状況】

(平成17年4月1日現在)

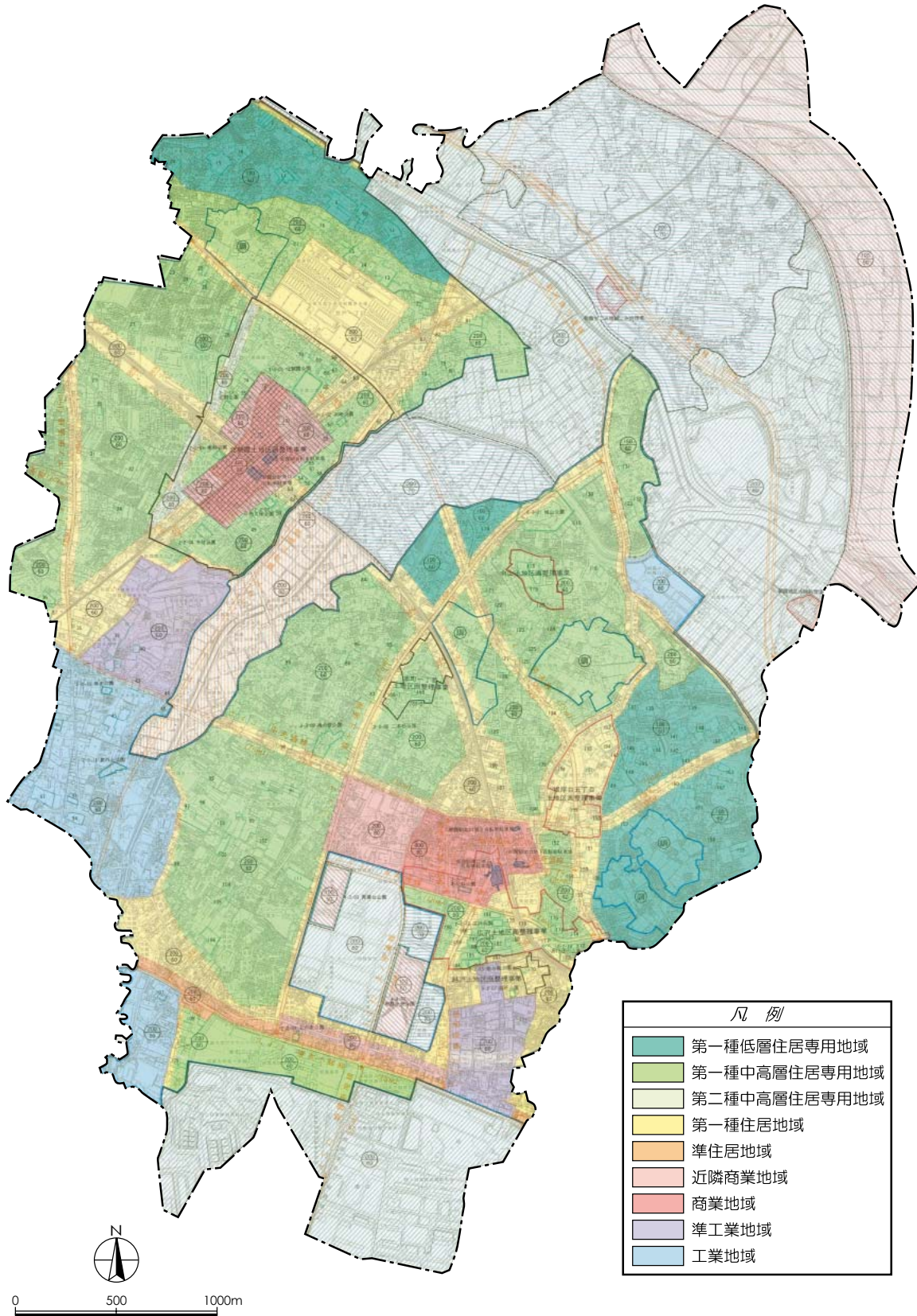
地域・地区	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	1,838.3	100.0
市街化区域	1,010.3	55.0
市街化調整区域	828.0	45.0
用途地域	1,063.6	100.0
第1種低層住居専用地域	130.3	12.3
第1種中高層住居専用地域	474.5	44.6
第2種中高層住居専用地域	7.8	0.7
第1種住居地域	237.2	22.3
準住居地域	11.0	1.0
近隣商業地域	32.8	3.1
商業地域	37.2	3.5
準工業地域	49.1	4.6
工業地域	83.7	7.9
防火地域	14.1	—
準防火地域	12.4	—
近郊緑地保全区域	98.0	—

資料：都市計画課(「統計あさか」より)

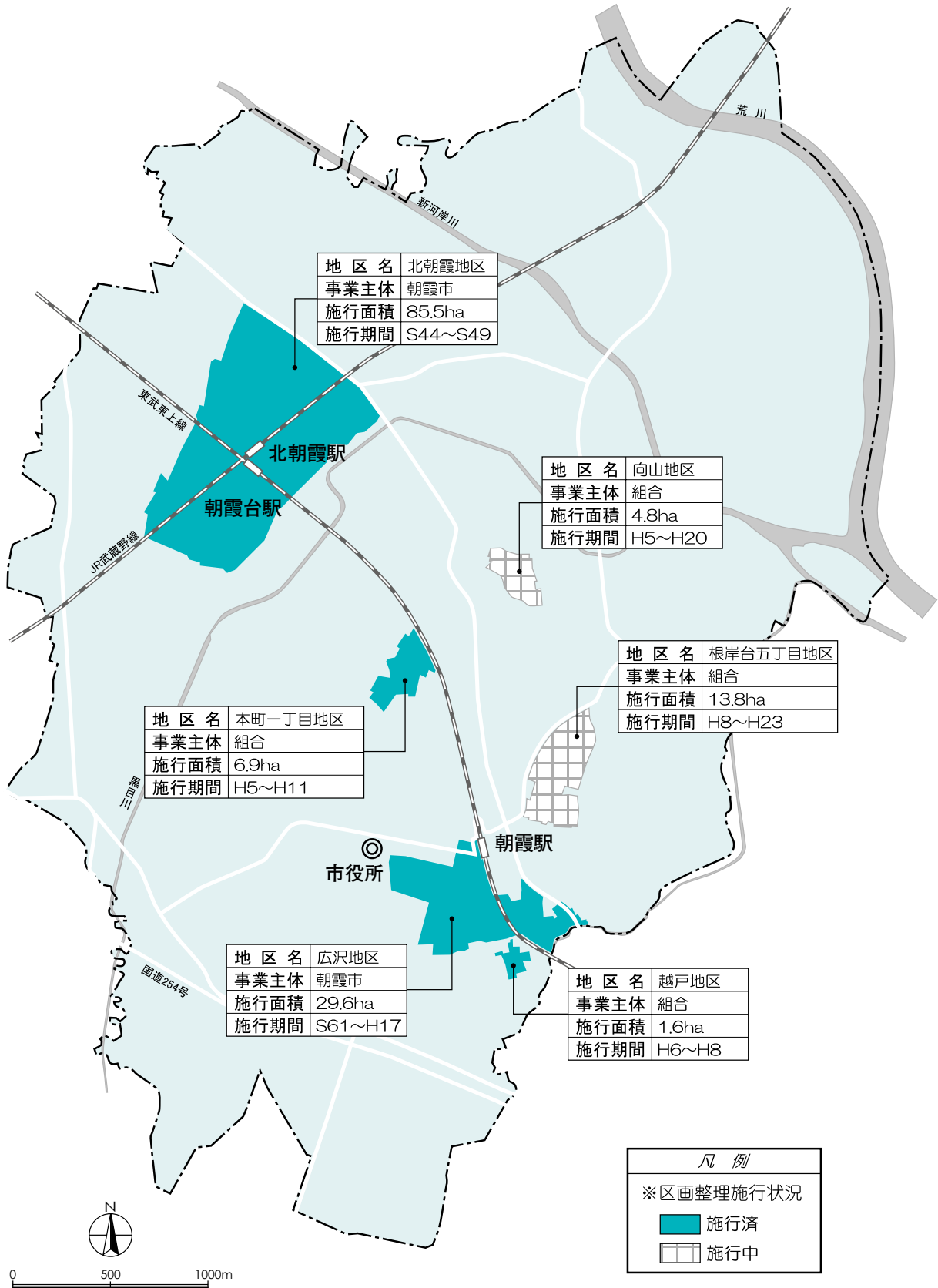
注：用途指定地域には、暫定調整区域 53.2ha を含む。



【用途地域図】



【面整備状況図】



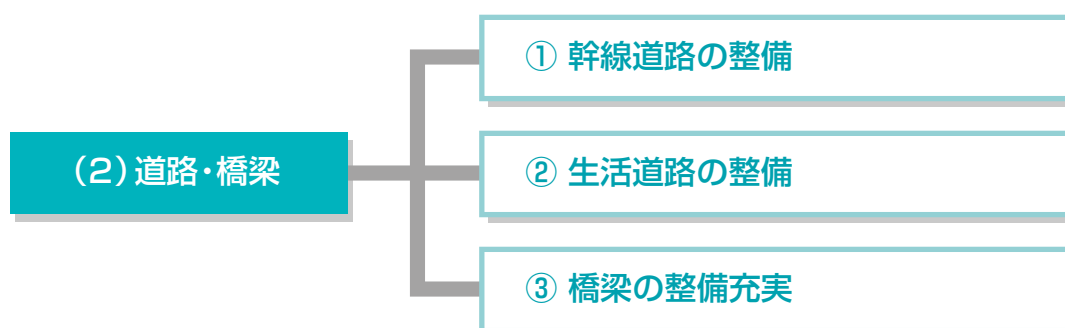
1. 自然と調和したゆとりある都市づくり(都市整備)

### (2) 道路・橋梁

#### [現況と課題]

- 従来、我が国の道路は交通の効率性を重視して整備されてきましたが、近年では、円滑な自動車交通だけでなく、防災・景観などさまざまな機能を持つ都市基盤として、歩行者の快適性・安全性を重視した道路づくりが進められています。
- 本市には、広域幹線道路として国道254号（川越街道）、都市内幹線道路として県道和光・志木線、県道朝霞・蕨線などがあります。これに加え、国道254号バイパスが整備中であり、市民の生活利便性の向上に寄与するものと期待されていますが、その整備にあたっては、周辺環境への配慮も望まれています。これら国道・県道については、整備水準は高くなっていますが、歩行者の安全確保、円滑な交通の実現といった観点から、さらなる整備を要請していく必要があります。
- 未整備の都市計画道路については、地域住民の理解と参画を得ながら、ルート見直しの検討も含めて、より効率と効果の高い整備に取り組んでいくことが課題になっています。また、景観など道路の持つさまざまな機能に着目しながら、心地よく、誰にも優しい道づくりを進めるため、道路の緑化やユニバーサルデザイン\*の道づくりを進めることも求められています。
- 身近な生活道路の整備については、狭い生活道路も多いことから、良好な交通環境を整備するため、道路の改良や安全施設の整備などを進めていくことが必要です。
- 橋梁についても、設備の老朽化対策を含め、適切な維持管理や計画的な整備が重要です。

#### [施策の体系]





## [基本計画]

### ① 幹線道路の整備

#### ■ 広域幹線道路などの整備促進

国道・県道については、歩行者の安全確保、円滑な交通の実現といった観点から、さらなる整備を要請していきます。

国道254号バイパスについては周辺環境への配慮と早期の完成を関係機関に促していきます。

#### ■ 幹線道路の整備

都市計画道路の整備を推進するとともに、未整備路線については、優先順位を明確にして計画的な整備を進めるため、ルート見直しの検討の必要性も勘案し、地域住民等の意向を踏まえながら、隣接市等と調整していきます。

既存の主要市道については、歩車道の分離などの改良に努めます。

#### ■ 道路・交通環境の向上

快適で誰にも優しい道づくりのため、ユニバーサルデザイン\*の道づくりを進め、緑化の推進や道路の景観の向上、環境に配慮した整備に努めます。

### ② 生活道路の整備

#### ■ 身近な生活道路の整備

生活道路については、地域の実状を踏まえて、地域の居住環境を保全するよう留意しながら、道路の改良、ガードレールなど安全施設の整備、私道の整備への支援などに努めます。

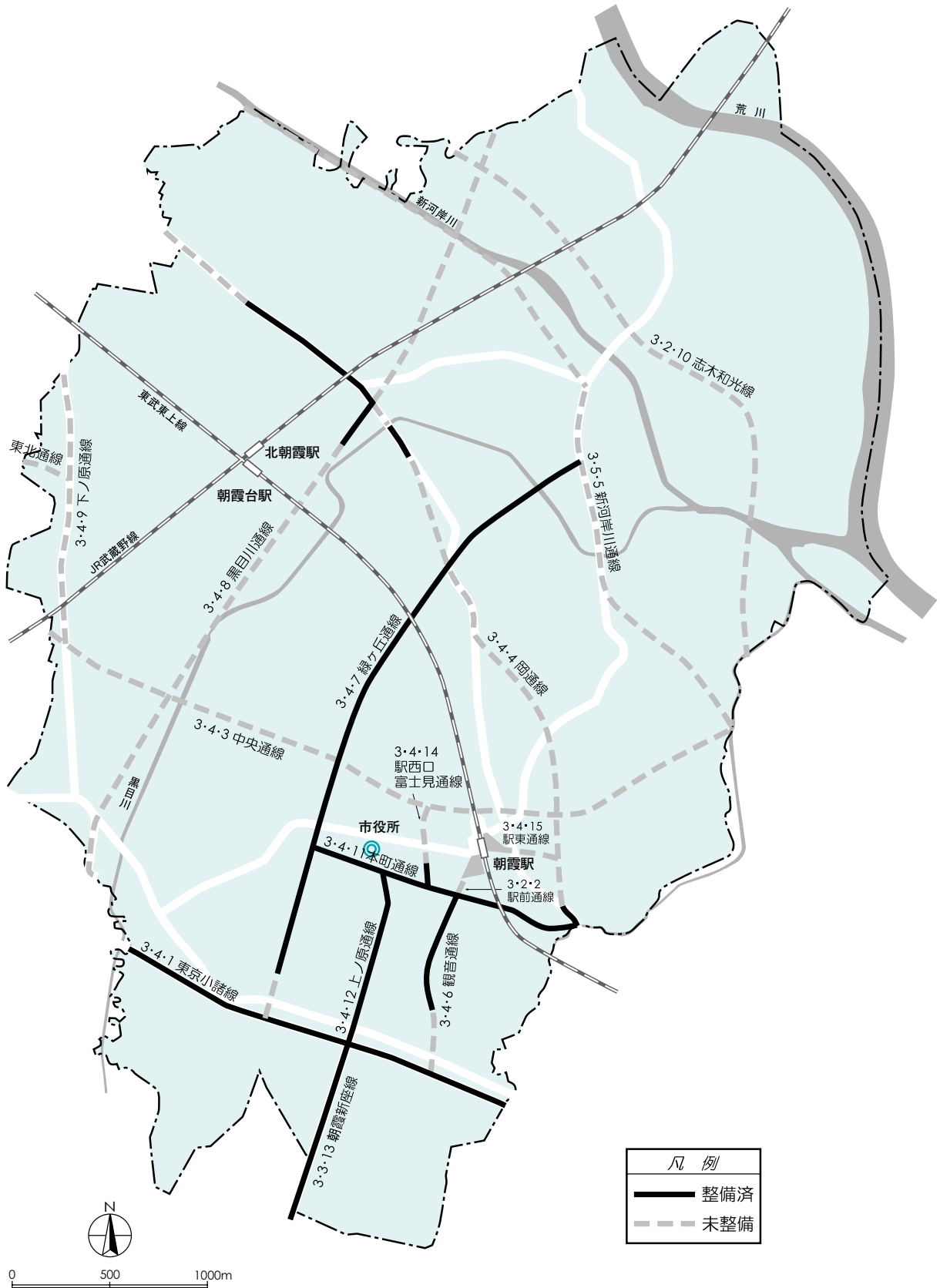
地域住民の意向を踏まえながら、歩行者優先の道づくりや緑化、景観等にも配慮した道づくりを進めるとともに、協働による道路の維持・管理などに努めます。

### ③ 橋梁の整備充実

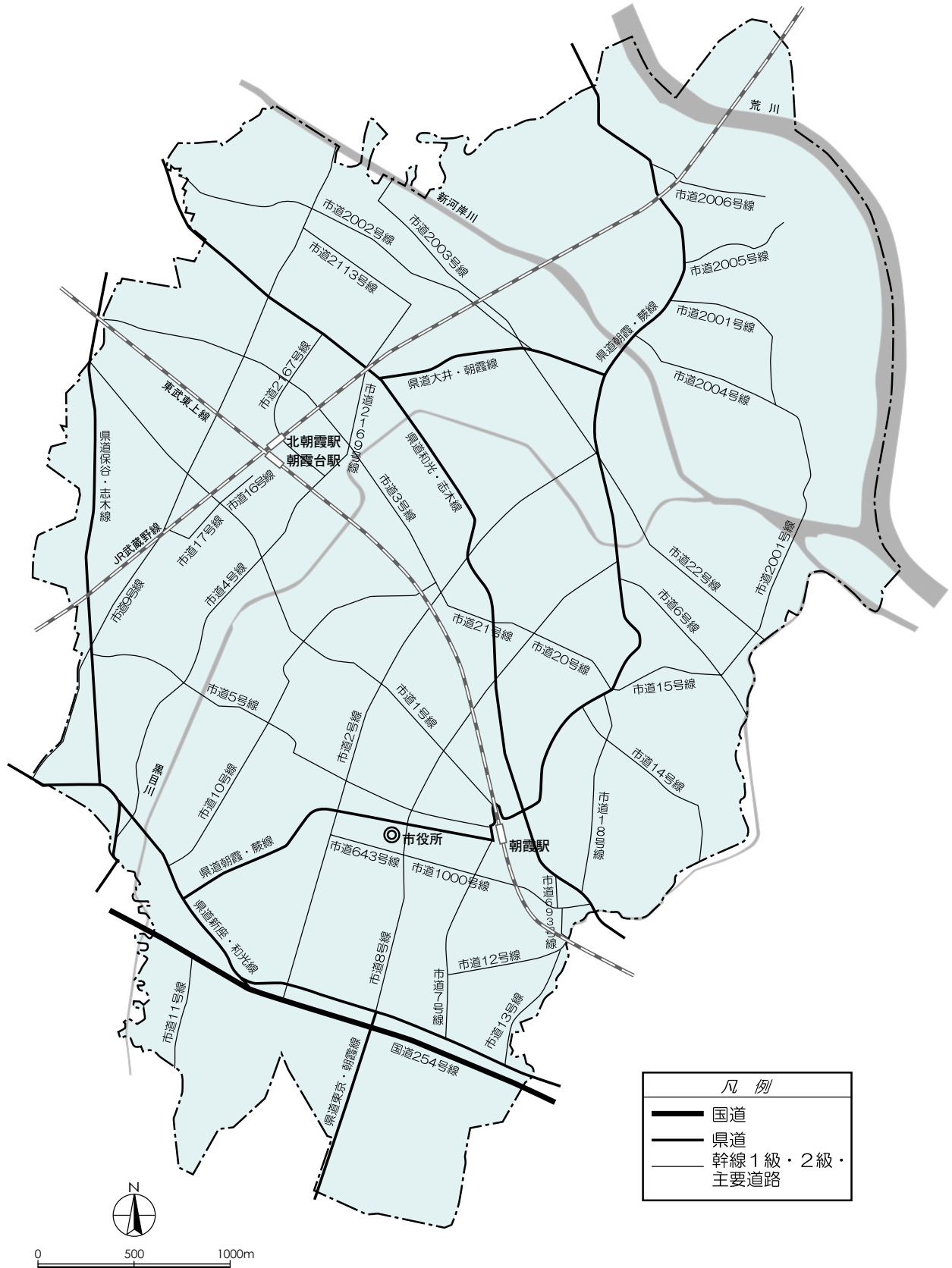
#### ■ 橋梁の整備充実

耐震化のための落橋防止工事や橋梁の適切な維持管理に努めるとともに、人道橋などについて、地域住民の意向を踏まえながら、景観等も考慮に入れて、計画的に整備を進めます。

【都市計画道路図】



【主要道路網図】



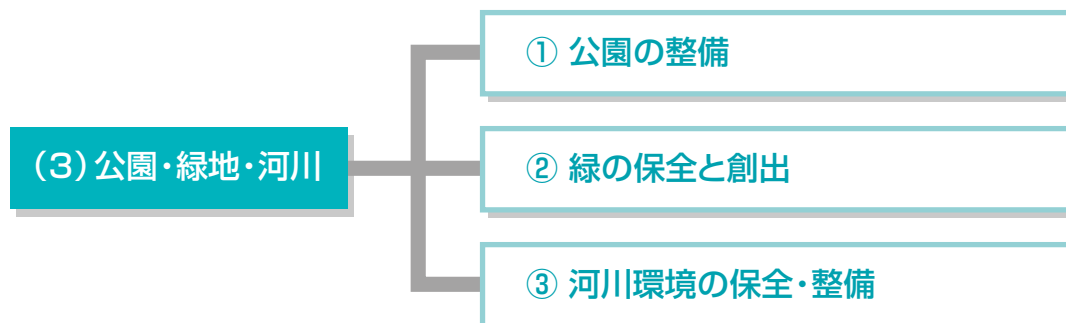
1. 自然と調和したためとびあがる都市のしなへの(都市整備)

### (3) 公園・緑地・河川

#### [現況と課題]

- 公園・緑地は、市民に憩いと交流の空間を提供するとともに、まちの景観形成、環境保全、防災の拠点など、さまざまな役割を持っています。
- 本市の公園・緑地等の状況をみると、都市公園\*は30箇所（面積24.71ha）で、市民1人当たり公園面積は1.98m<sup>2</sup>となっています。このほか、児童遊園地\*が78箇所（面積3.00ha）、生産緑地地区\*が188地区（面積46.25ha）となっていますが、青葉台公園・朝霞中央公園など一部公園を除いて、比較的規模の小さな公園が多く、一部地域で公園がないなど偏在している状況にあります。
- 公園については、都市公園\*の整備水準の向上を図るため、市民にとって利用しやすい距離、バリアフリー化\*、安全性などを考慮しつつ、用地の確保を進め、計画的に整備していく必要があります。
- 緑地については、緑豊かな武蔵野丘陵の斜面林が宅地開発等によって失われつつありますが、斜面林の公有地化には財政的負担や地権者の合意形成の課題があり、用地の確保が難しい状況にあります。今後は、「緑の基本計画」に基づいて、武蔵野の面影を残す風景の保全、防災面の重要性といった観点から、地権者の理解を得ながら、各種制度を活用しつつ、緑地の保全に努めていく必要があります。
- また、これら地域の公園や緑地を、親しみやすく愛着あるものとし、適切に維持・管理していくために、計画段階から市民と協働することが課題になってきています。
- 本市には、国・県の管理による荒川・新河岸川・黒目川・越戸川のほか、野火止用水などがあり、関係各機関によって河川改修事業・総合治水対策事業などが行われてきました。この結果、市内の水害は減少しましたが、河川改修・関連施設の整備充実などにつき、さらなる取り組みを促進していく必要があります。また、水害の防止だけにとどまらず、川を水辺に親しむ場とするため、湧水や水路の保全とともに、親水空間の有効利用などに取り組んでいくことが重要になっています。

## [施策の体系]



## [基本計画]

### ① 公園の整備

#### ■ 拠点となる公園の整備

朝霞中央公園などの拠点的な地区公園\*を、市民の憩いと交流の場、景観・防災など多様な機能をもつ場として、整備・充実に努めます。

#### ■ 身近な公園の整備

利用しやすい距離、バリアフリー化\*、安全性などを考慮しつつ、地区公園\*以外の小規模な都市公園\*と児童遊園地\*の充実を図るとともに、「緑の基本計画」を踏まえ、地域的にバランスのとれた計画的な公園の整備に努めます。

親しまれる公園づくりのため、市民参加を取り入れた計画づくりや維持管理・運営、子どもやお年寄りなどの交流の促進に努めます。

### ② 緑の保全と創出

#### ■ 緑地の保全・整備

本市の地域資源として、地権者の理解を得ながら、みどりの基金\*などの各種制度を活用しつつ、市民とともに緑地の保全に努めます。

緑地の保全にあわせ、農地、樹林地、緑地と一体となった湧水地や水路の保全・活用にも努めていきます。



■ 緑化の推進とネットワーク

公共施設の緑化を進めるとともに、市民への啓発活動を進めながら、住宅など民有地の緑化推進を図ります。

長期的視野のもとに、公園・緑地・河川を結ぶ緑のネットワークの創出に努めていきます。

③ 河川環境の保全・整備

■ 水環境の保全

川を水辺に親しむ場としていくため、関係機関との連携のもとに、水のネットワークとして、親水空間の有効利用や自然環境と水質の保全に努め、河川環境の向上を図ります。

■ 治水対策の推進

水害から市民を守るため、近隣市と連携しながら、水路の改修やポンプ場など関連施設の整備・充実を計画的に進めるとともに、国や県に対し、河川改修に関する要請を行っていきます。

【都市公園面積の推移】

(各年4月1日現在 単位m<sup>2</sup>)

年	総 数		都 市 公 園								児 童 遊 園	
			街 区 公 園		近 隣 公 園		地 区 公 園		歴 史 公 園			
	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
平成 8年	21	206,486	16	37,482	2	25,051	3	143,953	-	-	67	27,679
9	90	234,540	16	37,547	2	25,051	3	143,953	-	-	69	27,989
10	92	234,877	16	37,547	2	25,051	3	143,953	-	-	71	28,326
11	95	235,591	17	38,018	2	25,051	3	143,953	-	-	73	28,569
12	100	259,246	18	44,319	3	41,899	3	143,953	-	-	76	29,075
13	100	263,224	19	48,737	3	41,898	3	143,953	-	-	75	28,636
14	103	264,100	20	49,256	3	41,898	3	143,953	-	-	77	28,993
15	105	267,648	22	52,804	3	41,898	3	143,953	-	-	77	28,993
16	106	268,660	22	52,804	3	41,898	3	143,953	-	-	78	30,005
17	108	277,337	23	56,304	3	41,898	3	143,953	1	5,177	78	30,005

資料：公園緑地課

【都市公園・児童遊園地位置図】



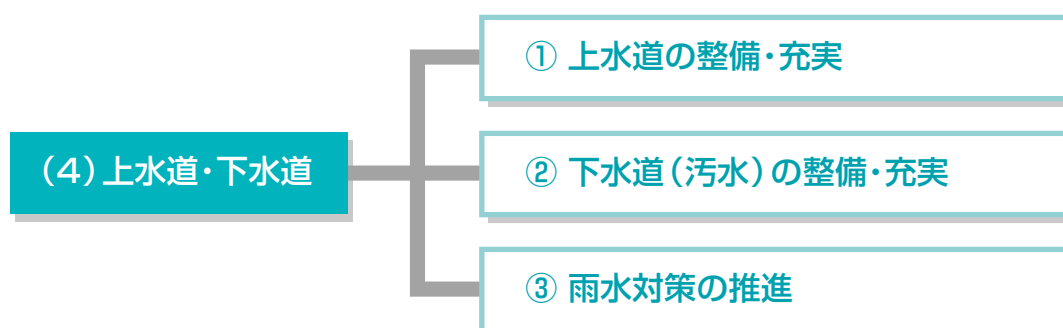
1. 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）

### (4) 上水道・下水道

#### [現況と課題]

- 上水道は、安全・安心な飲み水を日々安定して供給する、最も基礎的な社会基盤です。本市では、人口の増加による需要拡大に対応しつつ、上水道整備を推進してきました。平成3年度（1991年）から給水人口を118,200人とする第4次拡張計画を実施してきましたが、今後予想される人口増加、都市基盤整備に対応するため、平成11年度（1999年）には計画給水人口を150,400人に変更し、現在整備を進めています。
- 近年では、大規模災害時における最も重要なライフライン\*として、その重要性が改めて注目されており、今後は、水道施設の整備と更新を進めつつ、施設の耐震化に取り組んでいくことが重要になっています。
- 下水道は、清潔で快適な暮らしのための重要な社会基盤です。本市では、事業認可を受けている区域（1063.6ha）の整備率は99.2%、供用を開始している区域の水洗化率は98.5%と整備水準が高く、汲み取り世帯から下水道への接続はほぼ終了し、浄化槽使用世帯からの接続も徐々に進んできている状況にあります。
- 今後は、事業認可区域内の未整備地域での下水道整備、浄化槽使用世帯の下水道への接続、老朽化した施設の更新などが課題になっています。
- また、近年の都市化の進展により、宅地化と緑地・農地などの減少が進んだ結果、土地の保水・遊水機能が低下し、雨水流出量の増加を招いています。集中豪雨時等における水害を未然に防ぐため、雨水流出抑制対策と、関連施設の充実に努めていく必要があります。

#### [施策の体系]



## [基本計画]

### ① 上水道の整備・充実

#### ■ 安全安心な水の供給

市民の重要なライフライン\*として、水源の保全に努めます。

計画給水人口の増加に対応し、施設の整備・充実を図るとともに、老朽施設の計画的な更新、施設の耐震化による災害時の給水機能確保など、施設の適切な維持管理に努めます。

#### ■ 水道事業の健全運営

水は限られた資源であることから、節水意識の啓発に努めます。

経費節減などの経営の合理化を図り、水道事業の健全化に努めます。

### ② 下水道（汚水）の整備・充実

#### ■ 下水道施設の計画的整備

人口の増加、市街化の動向などを踏まえ、下水道施設の整備を計画的に進めます。特に、認可区域内の未整備地区については、地域の実状を考慮しながら、整備手法などを検討していきます。

#### ■ 下水道の普及と適切な維持管理

市民に制度の活用を周知しながら、浄化槽使用世帯の下水道への接続を進めます。

老朽化した施設の更新などを進め、下水道施設の適切な維持管理に努めます。

### ③ 雨水対策の推進

#### ■ 雨水流出抑制対策の推進

都市型災害を防止するため、公共施設における雨水流出抑制対策を進めます。

市民・民間事業者の開発等に当たっては、浸透トレンチ（浸透ます）\*、透水性舗装\*、貯留施設など抑制施設の設置を呼びかけていきます。

## 第4次朝霞市総合振興計画

### ■ 雨水対策施設の整備充実

雨水管の計画的整備と維持管理を推進するとともに、ポンプ場など関連施設の整備・充実を図っていきます。

### 【上水道給水人口および給水量の推移】

年 度	計画給水人口(人)	給水人口	年間給水量(m <sup>3</sup> )	給水能力(m <sup>3</sup> /日)	1日当たり給水量(m <sup>3</sup> )	
					平 均	最 大
平成7年度	118,200	109,942	16,079,423	62,900	43,933	50,907
8	118,200	111,844	15,799,080	62,900	43,285	50,429
9	118,200	114,273	16,150,883	62,900	44,249	51,580
10	118,200	115,807	16,005,595	62,900	43,851	51,211
11	150,400	117,543	16,080,428	62,900	43,936	49,437
12	150,400	119,227	15,620,150	62,900	42,795	48,565
13	150,400	120,544	15,597,195	62,900	42,732	49,393
14	150,400	122,461	15,786,504	62,900	43,251	48,893
15	150,400	124,415	15,812,015	62,900	43,202	48,494
16	150,400	124,819	15,839,706	62,900	43,396	48,759

資料：水道部業務課（「統計あさか」より）

### 【下水道普及率の推移】

年 度	処理区域面積 A (ha)	行政人口 B (人)	処理区域内人口 C (人)	水洗化人口 D (人)	処理区域内世帯数 (世帯)	水洗化世帯数 (世帯)	普及率 C/B (%)	水洗化率 D/C (%)
平成7年度	1,038.4	109,942	102,749	93,004	41,977	36,769	93.5	90.5
8	1,039.1	111,844	102,793	95,083	42,747	38,158	91.9	92.5
9	1,040.2	114,273	105,607	97,781	44,247	39,843	92.4	92.6
10	1,041.2	115,807	105,728	100,619	44,855	41,165	91.3	95.2
11	1,041.7	117,543	111,552	103,989	46,027	43,013	94.9	93.2
12	1,027.3	119,227	111,683	105,930	46,616	43,902	93.7	94.8
13	1,027.3	120,544	113,662	109,076	47,991	45,117	94.3	96.0
14	1,027.3	122,461	113,690	111,924	48,805	46,372	92.8	98.4
15	1,029.6	124,415	115,625	113,890	50,297	48,160	92.9	98.5
16	1,029.6	124,819	115,980	114,250	51,092	49,903	92.9	98.5

資料：下水道課（「統計あさか」より）

注：行政人口は各年度末現在の人口。

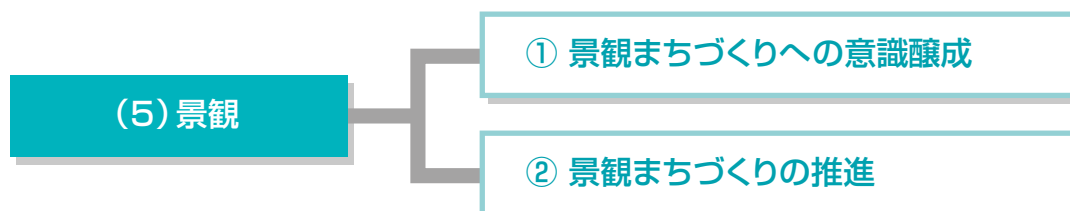


## (5) 景観

### [現況と課題]

- 近年、社会経済状況の変化とともに、暮らしの環境についても、量的充実や効率性から質的向上やゆとりへと、人々の価値観が変化しつつあります。この流れの中で、地域の自然、歴史や文化を見直し、風土に根ざした美しい街並みや風景を求める人々の意識が高まっています。
- 国は、平成15年（2003年）に「美しい国づくり政策大綱\*」を、次いで平成16年（2004年）には「景観法\*」を定め、景観形成への総合的な見解を示し、法的な根拠を整備しました。このような動きのなか、地域の実状に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが、全国各地で行われています。
- 本市では、これまで景観に関する啓発活動に努めてきましたが、急激な宅地化や無秩序な開発などにより、緑や文化などの潤いある風景が失われてきました。今後は景観法\*などを根拠として、より具体的・効果的な手法によって、特徴的な自然景観や郊外の風景を保全することや、秩序ある街並み景観を創出することが課題となっています。
- 景観まちづくりを推進するための国の制度は整備されつつありますが、景観については、見る人の価値観や地域の特性によって考え方が多様であり、本市で「朝霞らしい」景観を守り、育てていくためには、全市的ビジョンの確立や、市民の合意形成と自主的な取り組みが必要です。このため今後は、市民と行政、市民相互の協働を進め、大切にすべき資源や将来の方向性について検討を進めるとともに、自主的な活動を育成していくことが求められています。

### [施策の体系]



## [基本計画]

### ① 景観まちづくりへの意識醸成

#### ■ 先導的な取り組みの推進

公共施設の整備にあたっては、景観に配慮するとともに、施設の緑化を積極的に推進するなど、景観まちづくりに向けての先導的取り組みを推進します。

#### ■ 市民の自主的活動への支援

市民による景観まちづくりへの意識を高め、広く波及させていくため、景観形成につながる市民の自主的活動を支援します。

### ② 景観まちづくりの推進

#### ■ 景観まちづくりビジョンの検討

市民と行政との協働により、保全・活用すべき景観資源や改善すべき要素などについて合意を形成しながら、景観法\*などに基づいて、良好な街並みの形成、歴史を活かした空間の再生、自然的景観の保全など、朝霞らしい景観まちづくりに向けた全市的ビジョンづくりを進めます。

#### ■ 市民参加の景観まちづくり

地域の実状に即した個性ある景観まちづくりを推進するため、市民参加を進めながら、地域の合意による景観形成に向けて、条例などの制度や手法の検討を進めます。



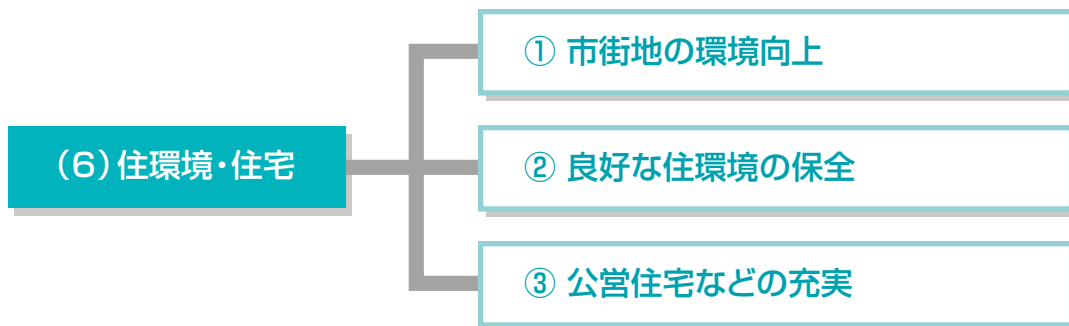
黒目川

(6) 住環境・住宅

[現況と課題]

- 本市は都心への交通の便が良く、生活利便性が高いこともあり、住宅数は増加しています。平成15年度（2003年）の本市の住宅事情をみると、市内の住宅は50,340戸ですが、うち木造は14.5%、昭和60年（1985年）以前の建築は34.3%であり、持ち家比率と1人あたり延べ床面積とも、県の平均を下回る状況となっています。
- 本市では、昭和30年代の急激な人口増加にともない、一部地域で小規模な住宅が数多く建築され、その結果、密集した住宅地が形成されています。そのため今後は、建築物等の建替えや新築に際して、道路後退や接道、オープンスペースの確保などを進め、密集した住宅地の環境向上に努める必要が生じています。
- 都市化の中で高層住宅などの建築も増えているため、周辺住宅地との調和を促進することも課題です。
- また、核家族化が進展するなか、市民の住宅需要が増大するとともに、若い子育て世代や高齢者の世帯など、その需要は多様化しています。このため今後は、公営住宅の充実や高齢化などに対応した住宅の改修など、ライフスタイルに合わせた暮らしやすい住宅の確保を支援することが重要になっています。

[施策の体系]



### [基本計画]

#### ① 市街地の環境向上

##### ■ 密集した市街地の整備

住宅の密集した市街地においては、生活環境の向上や防災上の見地から、狭あい道路の拡幅対策を検討します。

未接道の小規模宅地の整備手法を検討し、市街地の環境向上を図ります。

##### ■ オープンスペースの確保

市民の交流の場を確保するとともに、災害に強い市街地づくりを進めるため、建築物の建替えや新築などの機会をとらえながら、ポケットパーク\*や緑地帯など、オープンスペースの確保に努めていきます。

#### ② 良好な住環境の保全

##### ■ 地域の特性を踏まえた再整備の推進

地域住民の合意に基づいた住みやすい環境づくりのため、市民への情報提供や自主的活動への支援を行いながら、土地区画整理事業や地区計画\*、建築協定\*などの手法の活用を促進します。

##### ■ 住環境の保全

密集した住宅地などにおいて、日照など住環境を保全するための規制・誘導の手法を検討します。

#### ③ 公営住宅などの充実

##### ■ 公営住宅などの充実

借り上げ公営住宅について適切な維持管理を行うとともに、県営住宅などの整備を促進し、多様な住宅ニーズへの対応に努めます。

高齢者や障害者の住宅のバリアフリー化\*を図るための補助を行います。

【住宅数および持ち家率の推移】

(各年10月1日現在)

年	住宅総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	持ち家率
平成5年	40,130	16,220	460	23,310	130	44.5
10	43,680	14,330	400	28,900	50	47.1
15	50,340	16,820	390	33,070	60	46.4

資料：住宅・土地統計調査（「統計あさか」より）



朝霞駅周辺

1. 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）



